



気まぐれ通信 2018/6

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介しますものです。

監査法人彌榮会計社



平成30年3月に厚労省から、「平成29年度社会福祉法人に設置される会計監査の導入効果等に関する調査研究事業」に関する報告書(出拠:みずほ情報総研株式会社作成報告書)が出されています。今後の会計監査の制度導入を占う上での、ポイントを纏めてみました。本報告書は、「はじめに」と「第1章」～「第4章」までの5部構成となっています。

【はじめに】

調査の背景・目的等として、次のように述べられています。『会計監査人の設置が義務付けられている社会福祉法人は、＜一部省略＞今後、対象範囲の段階的な拡大が予定されている。そこで、段階施行の具体的な時期および判断基準を検討するために、＜一部省略＞「社会福祉法人計監査設置モデル事業」(以下、「モデル事業」)にて、現在、設置義務の対象とならない法人を対象に会計監査人設置の効果と課題について具体的検証を進めている。「モデル事業」を実施している社会福祉法人を対象にアンケート調査を実施し、社会福祉法人にとっての会計監査導入による効果および会計監査を導入する上での課題を整理し、今後の会計監査導入に向けた各種検討の基礎資料とする。』

【第1章 社会福祉法人への会計監査導入の背景】

既公表資料が中心ですので、記述を省略します。

【第2章 会計監査導入の事例】

会計監査を任意導入した収益10億円前後の2法人の事例を分析して、会計監査導入効果・直面した課題・今後会計監査を導入しようとしている法人へのメッセージ等のテーマが提示されています。

【第3章 会計監査導入の効果・課題の検証】

モデル事業に申請・許可された17法人に対して実施されたアンケート調査の概要、手続、具体的なアンケート調査票が記載され、アンケート調査回答状況、アンケート調査の分析フレーム及び分析結果が詳述されています。アンケート調査票は、「総論編」「各論編①」「各論編②」に区分されており、効果・課題を検証

するための43項目により構成されています。また、17法人全てから得られた回答に基づき、中・長期的に期待される効果、現在の課題・取組み状況に関する法人と会計監査人との認識比較、現在の課題・取組み状況と今後の改善水準との比較、改善の必要性と改善の意欲との統合指数、会計監査導入に関する課題の5テーマについて詳細な分析が行われています。

特に、「会計監査導入に関する課題」に関して、項目42「監査費用の負担に対して、費用対効果として満足できる成果が得られないという懸念」及び項目43「担当者の兼務状況や労務負担等、法人側の監査受け入れ体制の整備にかかる懸念」について5段階で評価分析されている部分が興味深いところではあります。

【第4章 平成29年度調査研究事業のまとめ】

2法人の事例分析と17法人のアンケート調査から得られた結果を、内部統制構築の重要性を認識、自法人の強みや課題の明確化・中長期的視点での経営に向けた意識の確立及び法人の経理担当者の実務能力向上の3テーマに纏められています。また、検討委員会の委員からの意見が次のように整理されています。

- ・会計監査導入について想定される効果について
 - (1) 法人経営の透明性、信頼性の向上
 - (2) 業界の社会的信頼性の向上
- ・会計監査導入について想定される課題について
 - (1) 社会福祉法人の課題
 - (2) 会計監査人の課題
 - (3) 行政の課題

本報告書を読ませて頂き、最も感銘を受けましたのは、「社会福祉法人の会計監査においては、会計報告並びに内部統制の整備・運用に対する「伴走型」支援(日常的な相談・指導・関与)が有効である」との考え方です。今後の糧とさせて頂きたいと考えます。

以下に出拠URLを記載します。

<https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2018.html>

